



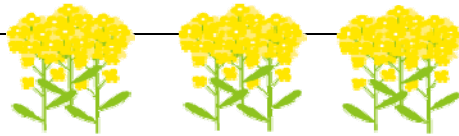
平成31年2月25日

# くまごろうだより



少しづつ春の気配が感じられるようになりました。梅の花も良い香りを放っています。花粉症の方にはつらい季節の始まりでしょうか。暖かくなったり寒くなったり、今日は何を着たらいいんだろうと悩ましくなることもあります。三寒四温の春の気まぐれ天気にて体調を崩さないよう、もうしばらく警戒が必要ですね。

## トピックス



介護報酬改定案が決定

2019年10月に実施される介護報酬改定で「さらなる処遇改善」として創設される新加算の名称が「介護職員等特定処遇改善加算」に決まりその概要が明らかになりました。



この加算は、経験、技能のある介護職員などの賃金を他産業と遜色ない水準に高めることを目的とし、現行の介護職員処遇改善加算に上乗せするものです。



当初「勤続10年以上の介護福祉士」が対象と言われてきましたが、この「勤続10年」という数字は加算率を出すための計算根拠の数字ということで、運用には勤続年数等の文言は入っていないということです。

加算をとるためには、現行の処遇改善加算を取得していること、研修やミーティングの実施、などいくつかの条件があり、サービス内容によって加算率が異なります。

加算率は次の通りです。

	介護職員等特定処遇改善加算 I	同 II
訪問介護	6. 3%	4. 2%
地域密着型通所介護	1. 2%	1. 0%

またこの加算は訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援は対象に含まれません。



## お知らせ

練馬事業所

研修会

日時： 3月27日（予定） 18:30～19:30

場所： 練馬事業所

内容： ケアプラン～訪問介護計画書～実施内容  
その流れについて

